

尾張都市計画地区計画の変更（春日井市決定）

春日井都市計画高座台5丁目地区計画を尾張都市計画高座台5丁目地区計画に改める。

名 称	高座台5丁目地区計画	
位 置	春日井市高座台5丁目3、4、5番地	
面 積	約6.0 ha	
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、高蔵寺ニュータウンの南部に位置し、都市計画道路白山線及び高座台緑地と水辺公園（都市計画公園）の交差部の南東側の地区で、南側は自然の山林が残置する。</p> <p>周辺は良好な低層住宅を形成しており、今後の居住環境の悪化を防止し、良好な市街地形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	戸建て住宅による良好な環境の維持を図る。
	地区施設の整備方針	<p>本地区における公共施設は、宅地開発事業において整備されている。</p> <p>したがって本地区計画においては、公共施設の維持、保全に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>宅地の細分化等による環境悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定めるとともに、日照、通風を確保するため、建築物の高さの最高限度を定める。さらに、建築物の壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行い、ゆとりを持った良好な住宅環境の形成とその維持、保全を図る。</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専用住宅（一戸建て） 2 一戸建て住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令第130条の3の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） 3 地域集会所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類す

	<p>る公益上必要な建築物</p> <p>5 前各号の建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の5第1号から第4号に掲げるものを除く。）</p>
建築物の敷地面積の最低限度	<p>200 m²</p> <p>※ただし、地域集会所はこの限りでない。</p>
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（隅切部分は除く）までの距離（以下「後退距離」という。）は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が6平方メートル以内の建築物又は建築物の部分は除く。</p>
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する垣又はさくは、生垣あるいは透視性のフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎で、ブロック等これらに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、又は門柱にあつてはこの限りではない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画地区計画の変更（春日井市決定）

春日井都市計画松河戸地区計画を尾張都市計画松河戸地区計画に改める。

名 称	松河戸地区計画	
位 置	春日井市松河戸町字堤越、字安賀、字八反田、字河戸、字村中、字段下の各一部	
面 積	約 54. 3 ha	
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は春日井市の南部に位置し、地区の北部は都市計画道路名古屋環状2号線及び高速名古屋環状2号線、西は都市計画道路松新線に接し、一級河川庄内川をもって名古屋市と隣接する地区である。</p> <p>当地区の南部にある既存の集落については良好な住環境を保全し、北部の高速道路沿いの地区については、周辺に公害を及ぼすおそれのないサービス業務施設を誘導する。</p>
	土地利用の方針	<p>土地区画整理事業における土地利用計画を基に、地区の特性に応じ南部の既存集落地をA地区に、北部高速道路沿いの地区をB地区とC地区に細分化する。</p> <p>（A地区）既存の集落の住環境を保全するよう誘導する。</p> <p>（B地区）既存の集落の住環境を保全しつつ、幹線道路沿いについて沿道型施設等を誘導する。</p> <p>（C地区）周辺に公害を及ぼすおそれのないサービス・業務施設の立地を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>既存の住環境の保全と、周辺と調和のとれた環境の確保を図るため建築物の用途の制限を行う。</p> <p>また、敷地の細分化等による環境悪化を防止するため敷地面積の最低限度を定めるとともに、A地区及びB地区については、日照・通風を確保するため建築物の高さの最高限度を定める。</p> <p>さらに、建築物の壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限及び、建築物等の形態又は意匠の制限を行い、ゆとりを持った良好な住宅環境の形成とその維持、保全を図る。</p>

地区の細区分	細区分の名	A 地区	B 地区	C 地区
	細区分の面積	約 24.3ha	約 2.0ha	約 28.0ha
	建築物等の用途の制限	<p>【A 地区】</p> <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びハッティング練習場などの運動施設</p> <p>2 ホテル又は旅館</p> <p>3 自動車教習場</p> <p>4 床面積の合計が 15 平方メートルを超える規模の畜舎</p> <p>5 三階以上の部分を建築基準法別表第 2 (は) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの</p> <p>6 建築基準法別表第 2 (は) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 1500 平方メートルを超えるもの</p> <p>【B 地区】</p> <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 建築基準法別表第 2 (と) 項に掲げる準住居地域内に建築してはならない建築物のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げるもの</p> <p>2 倉庫業を営む倉庫</p> <p>3 ホテル又は旅館</p> <p>【C 地区】</p> <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>(1) 印刷用インキの製造</p> <p>(2) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造</p> <p>(3) 原動機を使用するセメント製品の製造</p> <p>(4) 製針又は石材の挽き割りで出力の合計が 1.5 キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(5) 出力の合計が 2.5 キロワットを超える原動機を使用する製粉</p> <p>(6) めっき</p> <p>(7) 建築基準法別表第 2 (り) 項のうち第 3 号に掲げる事業 (引火性溶剤を用いるドライクリー</p>		

地区の細区分
建築物等に関する事項
整備計画

	<p>ニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。）を除く。）</p> <p>2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの</p> <p>3 倉庫業を営む倉庫</p> <p>4 ホテル又は旅館</p>
建築物の敷地面積の最低限度	100㎡
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（隅切部分は除く。）までの距離（以下「後退距離」という。）は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が6平方メートル以内の建築物又は建築物の部分は除く。</p>
建築物等の高さの最高限度	A地区・B地区については建築物の高さは12メートル以下。
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>道路に面する土留め擁壁等を設置する場合は、各前面道路の平均地盤面から0.5メートル以下又は0.7メートル以下の高さとする。</p> <p>ただし、土地区画整理事業の施行として市が行う土留め擁壁等の設置及びこれの改築（同規模以下のものに限り）についてはこの限りではない。</p>
垣又はさくの構造の制限	<p>道路又は緑地に面する垣又はさくは、生垣あるいは透視性のフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎で、ブロック等これらに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、門柱又は道路境界線より1メートル以上後退した距離に設置するものについては安全な構造のものとし、後退距離以下の高さのものについてはこの限りではない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画地区計画の変更（春日井市決定）

春日井都市計画上田楽北条地区計画を尾張都市計画上田楽北条地区計画に改める。

	名 称	上田楽北条地区計画
	位 置	春日井市上田楽町字北条の一部
	面 積	約 2.0 ha
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	本地区は、市西北部に位置し、南側に都市計画道路西之島春日井線が接し、周辺は既存集落が連担している。 本計画は、低層住宅地の造成を目的とした開発による基盤整備の効果を維持し良好な住宅地へ誘導することを目標とする。
	土地利用の方針	戸建住宅による良好な環境の維持を図る。
	建築物等の整備の方針	宅地の細分化等による環境悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定めるとともに、日照、通風を確保するため、建築物の高さの最高限度を定める。 さらに建築物の壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行い、ゆとりを持った良好な住宅環境の形成とその維持、保全を図る。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 専用住宅（一戸建て） 2 一戸建て住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち延べ面積の2分の1以上を住居の用に供し、かつ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを越えるものを除く。） 3 地域集会所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 5 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5第1号から第4号までに掲げるものを除く。）
	建築物等の用途の制限	
	建築物の容積率の最高限度	10分の15
	建築物の敷地面積の最低限度	160㎡

壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（隅切部分は除く）までの距離（以下「後退距離」という。）は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が6平方メートル以内の建築物又は建築物の部分は除く。</p>
建築物等の高さの最高限度	10m
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する垣又はさくは、生垣あるいは透視性のフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎で、ブロック等これらに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、門柱、又は、道路境界線から1メートル以上後退した距離に設置される後退距離以下の高さのもの（安全な構造のものとする。）についてはこの限りではない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画地区計画の変更（春日井市決定）

春日井都市計画坂下町5丁目地区計画を尾張都市計画坂下町5丁目地区計画に改める。

名	称	坂下町5丁目地区計画
位	置	春日井市坂下町5丁目1215番の一部
面	積	約1.0 ha
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR中央本線高蔵寺駅の北約3.5キロメートルの丘陵地に位置し、都市計画道路白山線に隣接する工場跡地であり、周辺は春日井ネオポリス及び樺ヶ丘団地により郊外型の低層住宅地を形成している。</p> <p>周辺の居住環境と調和した、緑豊かなゆとりと潤いのある良好な低層住宅地としての市街地形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	周辺の郊外型住宅地と調和した良好な低層住宅地として環境の維持、向上を図る。
	地区施設の整備方針	居住者の利便性、安全性の向上を図るため、地区施設（道路・公園・公共空地）を適正に配置し、宅地開発事業において整備する。
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途の混在化、敷地の細分化等による居住環境の悪化を防止するため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>日照、通風等、良好な居住環境を形成しその維持保全を図るため、建築物の高さの最高限度、建築物の壁面の位置の制限、並びに垣又はさくの構造の制限を行う。</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>道路1号 幅員6m 延長約178m</p> <p>道路2号 幅員6m 延長約65m</p> <p>道路3号 幅員6m 延長約123m</p> <p>公園1号 面積約312㎡</p> <p>公共空地（調整池） 面積約312㎡</p> <p>配置は計画図表示のとおり</p>

建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専用住宅（一戸建て） 2 一戸建て住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3で定めるもの 3 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5第1号から第4号までに掲げるものを除く。）
建築物の容積率の最高限度	10分の10
建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（隅切部分は除く）までの距離（以下「後退距離」という。）は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が6平方メートル以内の建築物又は建築物の部分は除く。</p>
建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは10メートルを、軒の高さは7メートルを超えてはならない。
垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する垣又はさくは、生垣あるいは透視性のフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎で、ブロック等これらに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、又は門柱にあつてはこの限りではない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画地区計画の変更（春日井市決定）

春日井都市計画牛山町石塚地区計画を尾張都市計画牛山町石塚地区計画に改める。

名 称		牛山町石塚地区計画
位 置		春日井市牛山町字石塚、字下荒井、字上荒井、字五反田、字堀之内の各一部
面 積		約 2.6 ha
区 域 の 整 備 開 発 又 は 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は、今後の居住環境の悪化を未然に防止し、良好な市街地形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	戸建て住宅を中心とした良好な環境の維持を図る。
	地区施設の整備方針	本地区における公共施設は、宅地開発事業において整備されている。したがって本地区計画においては、公共施設の維持、保全に努める。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の混在化、宅地の細分化等による環境悪化を防止するため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度を定める。 日照、通風等を確保するため、建築物の高さの最高限度、建築物の壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行い、ゆとりを持った良好な住環境の形成とその維持、保全を図る。
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 専用住宅（一戸建て） 2 一戸建て住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3で定めるもの 3 地域集会所 4 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5第1号から第4号までに掲げるものを除く。）
	建築物等の用途の制限	
	建築物の容積率の最高限度	10分の15
	建築物の敷地面積の最低限度	160㎡

壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（隅切部分は除く）までの距離（以下「後退距離」という。）は、1メートル以上とする。ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が6平方メートル以内の建築物又は建築物の部分は除く。
建築物等の高さの最高限度	10m
垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくは、生垣あるいは透視性のフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で、ブロック等これらに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、又は門柱にあつてはこの限りではない。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画地区計画の変更（春日井市決定）

春日井都市計画大手町梨子池地区計画を尾張都市計画大手町梨子池地区計画に改める。

名 称	大手町梨子池地区計画	
位 置	春日井市大手町字溝向、字梨子池、字山ノ間、字甲斐作及び字大辻並びに牛山町大手前の各一部	
面 積	約 5.7 ha	
区 域 の 整 備 開 発 又 は 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、市の北西部にあり、JR中央本線勝川駅北約5キロメートルの住宅系の市街化区域に隣接した都市計画道路八光線沿いの利便性の高い地域である。</p> <p>本地区では、民間による宅地開発が行われており、低層住宅地の基盤整備の効果を維持し、良好な市街地形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>地区の特性に応じた土地利用を図るため、本地区を次の2地区に区分する。</p> <p>1 A地区 低層住宅を中心とする良好な住宅市街地の形成を図る。</p> <p>2 B地区 住宅市街地としての環境を保全しつつ、地区住民を対象とした便利施設等の誘導を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区における公共施設は、宅地開発事業において整備されている。本地区計画においては、公共施設の維持、保全に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途の混在化、宅地の細分化等による住環境の悪化を防止するため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>日照、通風等を確保するため、建築物等の高さの最高限度、建築物の壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>また、A地区においてはゆとりを持った良好な住環境の形成とその維持、保全を図り、B地区においては地区内の住民の利便性を考え店舗等の立地も視野に入れ、駐車場のスペースを確保するために建築物の建ぺい率の最高限度の制限を定める。</p>

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 A地区 1 専用住宅（一戸建て） 2 一戸建て住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） 3 地域集会所 4 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の各号に掲げるものを除く。） B地区 1 専用住宅（一戸建て） 2 一戸建て住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、令第130条の5の3の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分が3階以上にあるもの又はこれらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものを除く。） 3 地域集会所 4 事務所、店舗その他これらに類する用途に供するもので、令第130条の5の3の各号の一に掲げる用途のもの（これらの用途に供する部分が3階以上にあるもの又はこれらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものを除く。） 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する用途に供するもので令第130条の4の各号の一に掲げるもの 7 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の各号に掲げるものを除く。）	
			A地区	B地区
		建築物の容積率の最高限度	10分の10	
		建築物の建ぺい率の最高限度		10分の5
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	250㎡
		建築物等の高さの最高限度	10m	
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線	

		<p>(隅切部分は除く。)までの距離(以下「後退距離」という。)は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が6.0平方メートル以内の建築物又は建築物の部分は除く。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する垣又はさくは、生垣あるいは透視性フェンス、鉄さく等とし、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロックその他これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、又は門柱にあつてはこの限りではない。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>土留め擁壁等を設置する場合は、各前面道路の平均地盤面から0.5メートル以下の高さとする。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画地区計画の変更 (春日井市決定)

春日井都市計画明知東地区計画を尾張都市計画明知東地区計画に改める。

名 称		明知東地区計画				
位 置		春日井市明知町字畔知洞、字上ノ田、字頓明及び字西ノ洞の各一部				
面 積		約 29.5 ha				
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	本地区は、中央自動車道小牧東インターの南約1キロメートルの丘陵地に位置し、都市計画道路国道19号線が南側に、主要地方道春日井犬山線が東側に隣接する交通利便性の優れた地区である。これらの立地条件を活かし、工業団地として適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適でうおいのある工業団地の形成を目標とするため地区計画を定めるものである。				
	土地利用の方針	工場の利便の増進を図りつつ、周辺環境との調和に配慮した工業団地の形成と、適正かつ合理的な土地利用を図る。				
	地区施設の整備の方針	工業団地に発生する交通を適切に幹線道路へと導く地区内道路の整備を図る。また、緑地、調整池を設置し、その機能が損なわれないよう維持・保全を図る。				
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面位置の制限、建築物等の意匠又は形態の制限を行い、快適でうおいのある工業団地が形成されるよう誘導する。				
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	樹林地を保全し、また緑化に努めることにより、工業団地の環境の向上と周辺環境との調和を図る。 周辺の交通環境を踏まえて安全で円滑な交通を確保するため適切な道路整備をする。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名称	幅員	延長	配置
			道路1号	12m	約 1,310m	計画図の表示どおり
		緑 地	名称	面積		配置
			緑地1号	約 2.7 ha		計画図の表示どおり
			緑地2号	約 0.8 ha		
		緑地3号	約 1.4 ha			
公 共 空 地	名称	面積	容量	配置		
	調整池1号 調整池2号	約 0.7ha 約 0.3ha	約 23,500 m ³ 約 2,000 m ³	計画図の表示どおり		

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外のものを建築してはならない。 1 日本標準産業分類に掲げる大分類E-製造業に属する工場施設及びそれに関連する研究開発施設 2 前号の建築物に付属し、用途上不可分の関係にあるもの
		建築物の容積率の最高限度	15/10
		建築物の建ぺい率の最高限度	6/10
		建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡
		建築物等の壁面位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（隅切部分は除く）、調整池境界線又は隣地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、4メートル以上とする。 ただし、建築物に付属し、敷地の入口付近の事務所（守衛室）に類する用途に供し、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10平方メートル以内の建築物又は建築物の部分は除く。
	建築物等の形態、意匠の制限	建築物及び広告物の色彩及び形態は、周辺環境と調和したものとする。	
	土 地 の 利 用 に 関 す る 事 項	現に存する樹林地、草地等で良好な環境の確保や保全を図るための制限	緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、緑地の樹木は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 間伐等樹木の保全のために通常行われる樹木の伐採 3 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 4 測量、実地調査又は施設の保守に支障となる樹木及び緑地として機能の保全を目的とする樹木の伐採 5 緑地の維持管理のために必要な、通路や管理車両の駐車場等を設置するための樹木の伐採

区域は計画図表示のとおり

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。